四　第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

2　法第七百二条の四の二に規定する政令で定める区域は、同条に規定する震災等に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村（特別区を含み、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域とする。

3　法第七百二条の四の二に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　区分所有に係る特例適用家屋（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋（以下この号及び次項において「区分所有に係る家屋」という。）である特例適用家屋をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋　当該特例適用家屋に係る都市計画税額に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、第一項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次号において同じ。）の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、第一項第一号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

二　区分所有に係る特例適用家屋　当該特例適用家屋の専有部分に係る法第七百二条の四の二に規定する区分所有者が法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる都市計画税額に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

三　共有物である特例適用家屋　当該特例適用家屋に係る都市計画税額に、被災家屋の床面積（当該被災家屋の床面積が第一項各号に掲げる者（第五項において「特例対象者」という。）がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値を乗じて得た額

4　前項に定めるもののほか、被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は同項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋に共用部分があるときの同項各号の床面積その他の事項の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

5　特例対象者が法第七百二条の四の二の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同条に規定する市町村長に提出しなければならない。

第五十六条の八十九第一項中「以下」の下に「国民健康保険税について」を加え、「四十八万円」を「四十九万円」に、「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同条第二項第二号ロ中「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同号ハ中「四十八万円」を「四十九万円」に改める。

第五十七条の三の見出し中「及び事業所税」を「、事業所税及び都市計画税」に改め、同条中「及び事業所税」を「、事業所税及び都市計画税」に改め、「第五節」の下に「、第三章の四」を加える。

第五十八条中「附則第三条から」の下に「第八条の二まで、第八条の三から」を加え、「第九条の二の二」を「第九条の三」に、「第十二条の二の三第一項、第十二条の二の二の四」を「第十二条の二の二第一項、第十二条の二の三、第十二条の二の五」に、「第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条」を「第十二条の四から第十四条まで、第十五条の三の二から第十五条の五まで、第十五条の十一」に、「、第三十一条」を「、第三十条の二」に改める。

附則第三条の二の二第一項ただし書中「第七十二条の二十八第二項」の下に「及び第七十二条の二十九第二項」を加える。

附則第五条の四中「によつて同条」を「により同条」に改め、同条を附則第五条の五とし、附則第五条の三を附則第五条の四とする。

附則第五条の二の表第八条の六第一項及び第六項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項並びに第八条の二十三第一項の項中「及び第六項」を「及び第七項」に、「若しくは第八項」を「若しくは第九項」に改め、同表第八条の六第二項第一号の項中「若しくは第八項」を「若しくは第九項」に改め、同表第四十八条の十の項中「第五項」を「第六項」に、「附則第五条の二」を「附則第五条の三」に改め、同表第四十八条の十一の二第一項の項から第四十八条の十一の十二第一項の項までの規定中「附則第五条の二」を「附則第五条の三」に改め、同条を附則第五条の三とし、附則第五条の次に次の一条を加える。

（分離課税に係る所得割の交付時期及び交付額）

第五条の二　法附則第七条の四の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）に対し交付するものとされる法第五十条の二の規定により課する所得割（以下この条において「分離課税に係る所得割」という。）に係る交付金については、当該指定都市の区域を包括する道府県は、毎年度三月に、当該指定都市に対し、前年度三月から当該年度二月までの間に当該道府県に払い込まれた当該指定都市に係る分離課税に係る所得割に係る地方団体の徴収金の額の二分の一に相当する額から当該期間内に法第四十七条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定により当該指定都市に対して分離課税に係る所得割に係る徴収取扱費を交付した場合における当該交付した額の二分の一に相当する額を控除した額を交付するものとする。

2　前項に規定する分離課税に係る所得割に係る交付金について、各年度に交付することができなかつた金額があるとき、又は各年度において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、当該年度の翌年度に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3　第一項の規定により指定都市に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度において、当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4　第一項の規定を適用して指定都市に対し交付すべき額を計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該指定都市に対し交付すべき額とする。

5　前各項に定めるもののほか、分離課税に係る所得割の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則第六条の二に次の一項を加える。

7　法附則第九条第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する廃炉等実施認定事業者が同項に規定する小売電気事業者又は同項に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十五条の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭として交付を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

附則第六条の十一第一項中「百分の〇・五五」を「百分の〇・六〇」に改め、同条第二項中「による」を「により」に改める。

附則第七条第十四項を削り、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項中「要件に」を「要件のいずれにも」に改め、同項第一号中「二百四十平方メートル」を「二百十平方メートル」に改め、同項第四号中「五戸」を「十戸」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「二百四十平方メートル」を「二百十平方メートル」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第一号」を「（第一号イ及び第二号イ」に、「次に掲げる事項の全て」を「、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　法附則第十一条第十三項に規定する小規模不動産特定共同事業者及び同項第一号に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）（イ及びロにおいて「小規模不動産特定共同事業者等」という。）　次に掲げる全ての事項

イ　小規模不動産特定共同事業者等による事業契約に係る不動産取引の目的となる法附則第十一条第十三項第一号に定める不動産の取得（同号ロに掲げる土地の地上権又は賃借権の取得を含む。ロ及びハにおいて「小規模対象不動産の取得等」という。）は、当該事業契約締結後に行うものであること。